

日本原生生物学会月井雄二記念国際交流基金に関する細則

第1条：日本原生生物学会は月井雄二記念国際交流基金（以下、基金）を設ける。

第2条：基金は一般会計とは別途の特別会計とする。

第3条：故月井雄二博士のご遺族より日本原生生物学会にご寄付いただいた遺産の一部を基金の原資とする。

第4条：基金の管理・運営は日本原生生物学会事務局が行う。

第5条：基金の目的は、日本原生生物学会に所属する若手研究者と学生が国際学会に参加するための航空運賃や宿泊費などに対して援助を行うものとする。

第6条：基金から拠出する金額および内容については評議員会の議を経て総会で承認を得る。

第7条：日本原生生物学会事務局は、国際学会の詳細について日本原生生物学会会員に告知すると同時に援助希望者の募集を行い、援助の可否については、「若手の国際会議への派遣費助成に関する申し合わせ」に従い、書面にて行うものとする。

第8条：日本原生生物学会事務局は、基金の年度ごとの支出状況と現在高について会計報告を作成し、会計監事の監査を受けなければならない。

第9条：日本原生生物学会事務局は、監査結果について総会で報告を行い、また適切な手段でそれを会員に周知させなければならない。

第10条：本細則の施行または変更について疑義が生じたときは、評議員会の決議により決する。

（附則）

本細則は2020年3月8日から施行する。